

患者様・ご家族様へ

平成30年11月1日（木）から
在宅療養支援病院へと訪問診療体制を強化します

当院では、患者さまが住み慣れた家庭や地域で安心して在宅での療養生活を送れるよう、また、身近な人に囲まれて在宅で最期を迎えることも選択できるよう、平成30年11月より「在宅療養支援病院」へと体制を強化することとなりました。

患者様やご家族様から24時間連絡を受ける窓口となり、また、必要に応じて他の病院や診療所、薬局、訪問看護ステーションなどとも連携を図り、24時間往診や訪問看護が提供可能な体制となります。

【提供可能となる具体的な体制】

- ① 24時間連絡を受ける医師又は看護職員を指定する
- ② 24時間往診や訪問看護が可能な体制を確保する
- ③ 緊急時の連絡先と担当医師、看護師の氏名などを患者様に文書で提供する
- ④ 緊急時の入院受け入れ体制を確保している

この取り組みは、当院の内科の医師が中心となり進めてまいります。

これに伴い、厚生労働省が定める診療報酬点数の計算方法が変更となるため、患者様の医療費を現在より一定程度多くご負担いただくこととなります。

患者様・ご家族様におかれましては、何とぞご理解とご協力をお願い申し上げます。ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【連絡先】 市立大町総合病院 0261-22-0415（代表）
利用に関すること：地域医療福祉連携室（内線 2195）
料金に関すること：医事課 外来係（内線 2023）